

中古商品自動車に係る自動車税(種別割)の減免について

1 概要

○中古商品自動車の自動車税(種別割)の減免とは?

⇒中古自動車の販売業をされている方が、当該年度の4月1日時点において商品として所有・展示している自動車について、申請があった場合に自動車税(種別割)の一部を減免する制度です。

2 申請要件

《1》対象となる所有者の要件

〔古物商許可業者である者〕

- 「古物商許可業者」とは、自動車を取り扱うことについて、古物営業法第3条の規定に基づき、古物商の許可を受けている方です。
(許可している公安委員会の都道府県は問わない。)

《2》対象となる自動車の要件

〔商品(展示)自動車である車〕

- 4月1日時点で商品車であることが、『商品中古自動車証明書』により証明されており、かつ展示されていること。(ただし修理等のため展示できない場合はこの限りではありません。)
- 運輸支局に登録済の自動車で、所有者・使用者ともに申請者と同一であること。
- 新規登録車(中古新規含む)は商品中古車として認められません。

《3》税に係る欠格要件(次のいずれかに該当する者は減免が認められません。)

〔所有する全自動車の自動車税(種別割)を納期内納付していない者〕

〔税に関する違反行為をし、税法に係る行政処分を受けている者〕

- 減免申請する中古商品自動車だけでなく、申請者が納税義務を負う全ての自動車税(種別割)について納期限内の納付が必要です。(5月の定期課税以外も含む)
1台でも未納があれば全ての減免申請が認められません。
- 申請時点で完納であることは要件ではありませんが、納期限内の完納が必要です。(4・5月中に抹消登録した自動車も納期限内の完納が必要です。)
- 4月1日以後に他者へ名義変更した自動車や自己所有の貸与車両(リース車)等についても、申請者が納税義務者である場合には、納期限内の完納が必要です。
- 「税法に係る行政処分を受けている者」とは次の①から③のいずれかの者を指します。
 - ①地方税(延滞金を含む)に係る滞納処分を受け、処分の日から2年を経過していない者。
 - ②国税若しくは地方税に関する法令の規定による罰金以上の刑に処せられ刑の執行を終えた日又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない者。
 - ③国税通則法若しくは地方税法の規定による通告処分を受け、通告の旨を履行した日から3年を経過していない者。

3 減免額

○申請により最大で年税額の **12分の3** (3カ月分相当) に相当する額が還付されます。

(※ただし、4月1日以降5月31日以前に抹消登録した場合等は、税額が年税額の12分の3未満に減額されるため、月割減額後の相当額が減免の対象額となります。)

※大切なお知らせがあります。
裏面も必ず御覧ください。

4 申請手続 (必要書類・申請期限等)

時期	概要	詳細 (申請先・申請書類等)	締切・期日
～3月	中古商品自動車の移転登録	<ul style="list-style-type: none"> ●減免の対象となるのは期日までに移転登録を完了している自動車のみです。 ●運輸支局にて自社 (自己) 名義に移転登録してください。 ●新規登録車は中古新規登録を含め「中古商品自動車」と認められません。 	令和6年 3月29日まで
4月	中古商品自動車証明申請	<ul style="list-style-type: none"> ●申請先：(一財) 日本自動車査定協会千葉県支所 (TEL：043-242-0459) ●申請書類：査定協会へ確認願います。 ※申請後、査定協会から発行される「商品中古自動車証明書」が、次の中古商品自動車減免申請の際に必要となります。 	令和6年 4月26日まで
5月	中古商品自動車減免申請	<ul style="list-style-type: none"> ●申請先：各県税事務所窓口 (所在地は [5申請窓口] のとおり) ※郵送の場合は、自動車税事務所に送付してください。 ※電子申請も可能です。詳細は、「ちば電子申請サービス【千葉県】」にアクセスし、「自動車税 (種別割) 中古商品自動車減免申請」の手続きページを御覧ください。 ●申請書類： <ul style="list-style-type: none"> (1) 「自動車税 (種別割) 減免申請書」(規則第113号様式その二) (2) 「商品中古自動車証明書」(税事務所提出用) (3) 「納税通知書」の写し (※A4サイズでコピーの上、登録番号順) 又は、「自動車税 (種別割) 一括課税対象車両一覧」の写し (大口一括課税制度ご利用の場合) (4) 「古物商許可証」の写し (主たる営業所等届出が済んでいるもの) 	令和6年 5月31日まで (法定納期限)
	自動車税 (種別割) の納期内納付	●納税義務のある全ての自動車税 (種別割) について納付が必要です。 (詳細は申請要件のとおり)	令和6年 5月31日まで
10月	減免通知書及び還付通知書発送	●減免通知と還付通知は同日を予定しております。	令和6年 10月初旬予定

5 申請窓口 (平日午前9時から午後5時まで)

事務所名	電話番号	所在地	事務所名	電話番号	所在地
自動車税事務所	043-243-2721	千葉市中央区問屋町1-11	東金県税事務所	0475-54-0223	東金市東新宿1-11
中央県税事務所	043-231-0161	千葉市中央区都町2-1-12	茂原県税事務所	0475-22-1721	茂原市茂原1102-1
松戸県税事務所	047-361-2193	松戸市小根本7	茂原県税事務所 大多喜支所	0470-82-2214	夷隅郡大多喜町猿稲14
船橋県税事務所	047-433-1275	船橋市湊町2-10-18	館山県税事務所	0470-22-7117	館山市北条402-1
佐倉県税事務所	043-483-1150	佐倉市鎌木仲田町8-1	木更津県税事務所	0438-25-1110	木更津市貝淵3-13-34
香取県税事務所	0478-54-1314	香取市佐原イ92-11	市原県税事務所	0436-22-2171	市原市五井中央西1-1-25 サンプラザ市原5階
旭県税事務所	0479-62-0772	旭市ニ1997-1	柏県税事務所	04-7147-1231	柏市あけぼの2-1-5
旭県税事務所 銚子支所	0479-22-5907	銚子市清川町1-6-12	千葉西県税事務所	043-279-7111	千葉市美浜区真砂4-1-4

※自動車税事務所の各支所では受付できません。

※申請台数が多い場合、受付処理に時間を要する場合があります。

申請期限や必要書類については、必ず各申請先に確認してください。

●自動車税 (種別割) 減免申請書等のダウンロードについて
「商品中古自動車証明申請書」及び「自動車税 (種別割) 減免申請書」等は、(一財) 日本自動車査定協会のウェブページ <http://www.jaai.or.jp> 中の千葉県支所のページからエクセル版のダウンロードが可能です。
(令和6年3月4日以降公開予定。)

減免申請のお問い合わせ先
〒260-8523
千葉市中央区問屋町1-11
千葉県自動車税事務所 課税第一課
TEL 043-243-2721
FAX 043-243-2555